## ~生活保護に関してお困りの方へ~

日本弁護士連合会・山口県弁護士会・各弁護士会による

## 生活保護無料はからイン

生活に困っている方々の相談をお受けし、 生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、 全国一斉電話相談を実施します。 (予約不要・無料相談)

- 例えば、こんな相談に弁護士が応対します。
- 生活保護基準の最高裁判決が出たことによって、どう変わりますか。
- ・ 物価高で、今の保護費では生活できない。
- 申請書がもらえない。
- 次の理由により申請が受け付けられない。
  住所不定(ホームレス)、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、
  持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、
  別の制度(生活困窮者自立支援制度)が利用できる等
- ・ 役所(福祉事務所)から次のように言われた。 「保護費を返してください」「辞退届を書いてください」
- ・保護費を"天引き"されている。
- 相談料はかかりません。フリーダイヤルで実施するので、電話代もかかりません (実施状況については山口県弁護士会、各弁護士会にお問い合わせください。)。

20120-158-794 2025年11月26日 10:00~20:00

- ※各弁護士会により実施状況が異なりますので、詳細は山口県弁護士会にお問い合わせください (各弁護士会の実施状況は日弁連ウェブサイトに掲載しています。)。
- ※回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、何度かお電話いただけますと幸いです。 また、16時~20時は、山口県弁護士会以外の他県弁護士会へ電話が繋がり、ご相談できます。